

## 日本応用心理学会若手会員研究奨励賞 規程

### ( 目的 )

第 1 条 日本応用心理学会は、応用心理学に関する若手会員の優れた研究活動を支援するために、本学会に若手会員研究奨励賞を設ける。

### ( 選考委員会 )

第 2 条 研究奨励賞の選考のため、本学会内に選考委員会を置く。

2 選考委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

( 1 ) 学会活性・研究支援担当常任理事 1 名。

( 2 ) 常任理事 2 名。

( 3 ) 学会活性・研究支援担当常任理事が指名する者 1~2 名。

3 選考委員の委嘱は、常任理事会の議を経て学会活性・研究支援担当常任理事が行う。

4 選考委員会に委員長を置き、学会活性・研究支援担当常任理事をもってあてる。

5 第 2 項第 2 号および第 3 号の委員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

### ( 応募資格 )

第 3 条 研究奨励賞応募の資格は以下の条件すべてを満たす者とする。ただし、日本学術振興会特別研究員、または大学、研究機関、企業等で常勤職にある者は応募資格を有しない。

( 1 ) 募集年度の 4 月 1 日時点で 30 歳以下の者。

( 2 ) 本学会の院生会員で当該年度の会費を納めている者。

( 3 ) 発表された学術論文(単著または筆頭著者に限る)または学会発表(責任発表者に限る)の研究業績を持つ者。

### ( 募集・選考方法 )

第 4 条 当該年度における研究奨励賞の採択件数と研究奨励金については常任理事会の議を経て決定する。

2 候補の募集は常任理事会での審議後速やかに広報し、原則として当該年度の 10 月 31 日を募集期限とする。

3 応募者は所定の書式による研究計画書と研究業績 1 点を提出するものとし、予備審査として機関誌編集委員会部門別編集委員による評価を受ける。

4 選考委員会は、予備審査の評価結果を踏まえ、優れた研究計画書を提出した応募者を受賞候補者として選考し、常任理事会に推薦する。

5 選考委員会により推薦された候補者は、常任理事会および理事会の承

認を経た後，受賞者として決定される。

6 受賞者は学会広報を通じて公表する。

（賞状および副賞）

第5条 受賞者には，賞状および研究奨励金を授与する。

（受賞者の義務）

第6条 受賞者は，受賞の翌年度もしくは翌々年度の，日本応用心理学会年次大会において，研究成果を発表するものとする。

2 研究成果の公表は，本賞受賞研究であることを明記したうえで行うものとする。

3 受賞者は，研究成果を発表する年度まで新たに応募することはできない。

（規程の改廃）

第7条 本規程の改廃は，常任理事会の議を経なければならない。

付則 1 本規程は2017年4月1日から施行する。